

芳賀町観光協会観光物産品等開発助長費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、観光物産品等を開発しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域物産品の開発を助長し、芳賀町の振興と発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、観光物産品等とは、芳賀町で生産された農畜産物や特産品を使用した新商品等の開発、既存商品のイメージをアップするデザイン開発及び商標登録等をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 芳賀町観光協会会員として1年以上の実績があること。
- (2) 町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する法人若しくは団体等であること。
- (3) 申請者が芳賀町観光協会会費を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金の交付を受けたことのある者については、補助金の交付対象者とはしないものとする。

(補助金対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、観光物産品等の商品開発及び販売促進に資する物品の新規開発に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1件20万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、観光物産品等開発助長費補助金交付申請書(別記様式第1号)を芳賀町観光協会長(以下「会長」という。)が指定する日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を会長が指名する役員とともに審査し、これを正当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を決定したときは、観光物産品等開発助長費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 会長は、交付の決定をする場合において補助金の目的達成のため、申請者に対し条件を付することができるものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、事業完了後1ヶ月以内又は当該年度中のいずれか早い時期までに、観光物産品等開発助長費補助金実績報告書(別記様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、芳賀町観光協会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書

- (2) 補助対象物の経費の内訳が記載してある領収書の写し
- (3) 補助対象物の完成写真
- (4) その他観光協会長が必要と認める書類

(金額の確定)

第9条 会長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、報告に係る補助金を交付すべきものと認めるときは額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、補助金の交付の確定を受けたときは、速やかに次の書類を添えて会長に請求するものとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他会長が必要と認める書類
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、芳賀町観光協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

芳賀町観光協会長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

観光物産品等開発助長費補助金交付申請書

観光物産品等開発助長費補助金について、次のとおり事業概要等を提出しますので、審査のうえ補助金を交付されるよう申請します。

事 業 名	
事業目的及び事業計画概要 (これまでの実績があれば記述のこと。)	
補助対象物の内容	
事業予算及び補助額 算定根拠	
事業実施の効果	
申請が組織である場合はその概要	
委託する場合の委託 先と委託概要	
添 付 書 類	

別記様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

芳賀町観光協会長

印

観光物産品等開発助長費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額	円
-------	---

注意事項

- （1）事業が完了したときは、速やかに補助金交付請求書を提出してください。
- （2）事業を中止したとき又は虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められたときは、当該補助金を取り消すことがあります。

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

芳賀町観光協会長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

観光物産品等開発助長費補助金実績報告書

年度観光物産品等開発助長費補助金について、次のとおり関係書類を添付し事業実績を報告いたします。

交付決定のあった事業名	補助金の額
	円

関係書類

- （１）収支決算書
- （２）補助対象物の経費の内訳が記載してある領収書の写し
- （３）補助対象物の完成写真
- （４）その他観光協会長が必要と認める書類

芳賀町観光物産品等開発助長費補助金

あなたのアイデアを町の特産品に。

申請から交付までの完全ビジュアルガイド



目的



芳賀町の振興と
発展に寄与する
こと。

最大補助金額
1件20万円を限度

対象経費



観光物産品等の
商品開発及び販売
促進に資する物品
の新規開発費用。

補助金で実現できる3つのプロジェクト



新商品等の開発

芳賀町で生産された農畜産物や特産品を使用した新しい商品の開発。



デザイン開発

既存商品のイメージをアップするためのパッケージやブランドデザインの改良。



商標登録等

開発した商品やブランドの権利を守るための商標登録費用。

申請前のセルフチェック

以下の4つの条件【すべて】を満たしていますか？

☐

芳賀町観光協会会員として1年以上の実績がある。

☐

町内に住所、または事業所を有する法人・団体等である。

☐

芳賀町観光協会会費を滞納していない。

☐

本補助金の交付を受けるのは初めてである。

過去にこの要綱による
補助金を受けた方は
対象外となります。

申請から交付までの全体フロー



あなたのアイデアを、形にする時です。

1. 締切の確認

申請の締切日は芳賀町観光協会長により指定されます。事前にお問い合わせください。

2. 申請書の準備

様式第1号（申請書）をダウンロードし、プロジェクトの企画を練り始めましょう。

令和6年度補助金活用実績

《事業目的》

・町の観光名所の一つである「ロマンの碑」再建を記念し、ロマンの碑をモチーフとした芳賀町の特産となるような新たな菓子を開発し、オリジナルパッケージにより販売することでより多くの方に「ロマンの碑」を含む、芳賀町観光名所の魅力を知ってもらうことを目的として実施するもの。

《補助対象物の内容》

・新開発する菓子のオリジナルパッケージのデザイン及び印刷版製作

《事業実施の効果》

・「ロマンの碑」は、盗難被害を受けて、クラウドファンディングによる復元を実施しており、その取組は各メディアにも取り上げられるなど、町内外から注目を集めている。

・本事業は、ロマンの碑復元プロジェクトと連携した事業の一つとして、各種メディアを通した情報発信を行うことで、より多くの方に町の観光名所である「ロマンの碑」の認知に繋がるものである。

《申請者》

菓子舗いねや

